

(4) 総合評価方式について

資料:①有川著「多様化する総合評価落札方式と課題」

(2016年5月、7月)

②有川著『官公庁契約法精義』(2016)

①

多様化する総合評価落札方式と課題（上）

日本大学総合科学研究所教授 有川 博

近年の競争契約化の大きな流れに対して、対抗するように公共工事等の品質への不安が訴えられ、品質確保の重要性がこれまで以上に強調されるようになった。

そして、品質確保のために、総合評価落札方式に関する予算決算会計令に規定された「財務大臣との協議」という歯止めが「包括協議」という形で外されてから、総合評価万能主義の到来とも言うべく、総合評価落札方式の割合が契約類型の各分野で一気呵成に増加し、ルールも多様化する状況にある。

そこにおいては、契約類型により総合評価のやり方が異なり、また、行政機関ごとに独自のルールで総合評価が実施されるという透明性等の課題もある。また、同様の問題が、増加する企画競争方式についても生じている。

本稿では、二回にわたり、これらの動向と課題についてまとめることとしたい。

1. 総合評価方式の法的根拠

（国の場合）
会計法第二九条の六第二項は、「国の所有に属する財産と国以外の者の所有する財産との交換に関する契約その他その性質又は目的から前項の規定により難しい契約については、同項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なもの（同項ただし書きの場合にあっては、次に有利なもの）をもって申込みをした者を契約の相手方とすることができる。」と、総合評価落札方式の根拠となる規定を設けている。

総合評価落札方式とは、入札において価格と価格以外の要素を総合的に評価して発注者にとって最も有利な者を落札者とする方式であり、総合評価落札方式においては、工期、安全性などの価格以外の要素を価格と併せて評価するため、最低価格で応札した者が必ずしも落札者となるとは限らない。

この総合評価落札方式の根拠規定は、昭和36年の会計法の改正により設けられたものだが、その後、スーパーコンピュータや電気通信機器、これらに関連するサービスなどの調達において、総合評価落札方式が徐々に実施されるようになるものの、公共工事では平成10年度に至るまで一件も同方式の採用はなかった。

また、目を地方自治体に転じると、平成11年の地方自治法施行令の改正により根拠規定が設けられるまで、総合評価落札方式の制度がないという状況にあった。

このような状況については、総合評価落札方式が制度化された国の場合、予算決算会計令で大蔵大臣への協議が必要とされたこと、また、制度化が遅れた地方自治体の場合、国よりも随意契約制度が弾力的な規定になっていることも一因になっていたと考えられるが、実は、昭和36年の法改正自体が、総合評価落札方式をあまり念頭に置いておらず、別のところを狙いとした改正であったことが大きな要因であったように思われる。

昭和36年の会計法改正当時、立法に関与された米田一男氏は、本条項は、交換契約にかかる競争や複数落札制度について法的根拠を定めたもので、総合評価落札方式については、法律上設定が可能

になったものの、今後の研究課題であり、質的内容を確保するためには今のところ随意契約によるほかないと解説している（「会計と監査」昭和37年4月号）。

では何故、平成に入るや、情報機器等を中心とした調達分野において、しだいに総合評価方式が取り入れられるようになったのか。

この変化は、コンピュータ機器や関連サービスの調達に係る日米協議の過程から出てきたものと考えられる。

2. コンピュータ・電気通信・医療技術の製品及びサービスと総合評価落札方式

(1) 三種類の製品及びサービスで包括協議除算方式（平成7年）

総合評価落札方式は、平成2年にスーパーコンピュータの購入又は借入に適用されることとされ^(注1)、また、平成7年には、コンピュータ製品及びサービス、電気通信機器及びサービス並びに医療技術製品及びサービスの調達に適用されることとされ、この時初めて当該調達に限定して大蔵大臣（現財務大臣）と関係各省庁との包括協議により実施されることとなった^(注2)。

いずれも、入札者に価格及び性能、機能等をもって申込みをさせて、①入札価格が予定価格の制限の範囲内であること、②入札に係る性能、機能等が入札公告又は入札公示において明らかにした性能、機能等の要件（技術的要件）のうち必須とされた項目についての基準をすべて満たしていること、の各要件に該当する者のうち、総合評価の方法によって得られた数値の最も高い者を落札者とするものである。そして、この総合評価の方法は、入札者の申込みに係る性能、機能等の各項目の得点の合計を、当該入札価格で除して得た数値をもって落札者を決定（除算方式）するものであった。

(注1) 「スーパーコンピュータの入札に係る落札方式について」（平成2年5月1日蔵計第1215号

各省各庁の長あて大蔵大臣臨時代理国務大臣通知）

(注2) 「コンピュータ製品及びサービス、電気通信機器及びサービス並びに医療技術製品及びサービスの調達に関する入札に係る落札方式について」（平成7年3月27日蔵計第621号 各省各庁の長（一部）あて大蔵大臣通知）

日米経済協議等の結果を踏まえた政府主導によるものとはいえ、上記のとおり、平成7年に初めて大蔵大臣の包括協議という、いわばウルトラCの手法が採られたことは、この後の公共工事を含む総合評価落札方式の展開に大きな影響を与えることになる。この包括協議を受けて出された「コンピュータ製品及びサービスの調達に係る総合評価落札方式の標準ガイド」（平成7年3月28日調達関係省庁申合せ）では、総合評価方式において評価した性能等の履行の確保のための重要なポイントや、評価結果の透明性の確保のための重要なポイントが明確に示されている。この点が、なぜ、その後の総合評価のルールの中で希薄になっていくのだろうか。

(2) 三種類のサービスだけ加算方式へ（価格1対性能等1）—平成14年—

前記の三種類のサービス（コンピュータ関連のサービスすなわち「情報システム」、電気通信サービス、医療技術サービス）については、そのうち整備水準によっては国民に対して著しい不利益を与え又は国に対して著しい損害を与えるおそれのあるものについて、新たに「情報システムの調達に係る総合評価落札方式の標準ガイド」（平成14年7月12日調達関係省庁申合せ）が、財務大臣協議を経てまとめられた。

新たに包括協議の対象となった調達については、これまでの除算方式から加算方式（価格と性能等の得点配分は1対1が上限）のやり方に変えることが可能となった。

(3) 三種類のサービスのうち特定の要件を満たすもの—価格1対性能等3へ（平成25年）—

さらに、平成25年には、財務大臣協議を経て、

「情報システムの調達に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン」(平成25年7月19日調達関係省庁申合せ)により、平成14年の標準ガイドの対象となった三種類のサービスのうち特に、システム化対象の業務の実施方法や内容が複雑多岐にわたるなどの五つの要件すべてを充足するものについては、同じ加算方式でも、価格点の割合を全体の四分の一まで落とす(価格1対性能等3が上限)ことができることとされた。

改正の理由は特に具体的に示されていないが、ガイドラインの中の5要件を見る限り、性能等に大きく重きを置いた調達が必要と考えられたことによると思料される。

ただ、何故、価格対性能等の得点配分の上限が1対3となるのか算定根拠も算定基準も示されていないため、他の契約類型における加算方式(価格対性能等が1対1, 1対2, あるいは1対3を上限とする)。と同様、一律に1対3に固定してよいのかという問題や、1対3の範囲内で割合を変えるにしても、妥当な割合をどのように算出してよいのかといった問題が残されている。

ここまで見て来たコンピュータ等の三種類の製品とサービスについては、ケースにより除算方式、加算方式(1対1上限)、加算方式(1対3上限)の三つの基準が存在し、これらを混同することのないよう運用に特に注意を要する。

(4) 株かんぼ生命保険に対する契約破棄提案

新聞等で報道されたことから、ご記憶にある方もおられるかもしれないが、日本スポーツ振興センターの国立競技場解体工事に係る契約について、内閣府に設置されている政府調達苦情検討委員会に対し苦情申し立てがなされ、平成26年9月30日検委事第一四号で、契約破棄の提案がなされて受容され、入札がやり直しとなった経緯がある。

実は、時を相前後して、株かんぼ生命保険のモバイル決裁端末機の調達契約についても苦情申立があり、政府調達苦情検討委員会から平成26年10月10日検委事第一三号で、同様に契約破棄の提案がなされて受容され、入札がやり直されている。

契約破棄の提案の大きな理由は、入札説明書の

「総合評価の方法」の点数計算の記述の瑕疵(第1図参照)について、十分な訂正手続きが取られなかったというものであり、電気通信機器及びサービスについてこれまで見てきた総合評価の基準の変化に、法人の契約現場が翻弄された感がある。

入札説明書(抄)

10 落札者の決定

「総合評価の方法」

- 1 総合評価の得点は、入札者の入札金額の得点に、当該入札者の性能等の各評価項目の得点の合格を加えた数値とする。
- 2 入札金額の得点は、入札金額を予定価格で除して得た値を1から減じて得た値に入札金額に対する得点配分を乗じて3で除した値とする。
- 3 入札金額の配点は、性能等の配点の合計と等しい値とする。

《計算式》

入札金額の得点 = 性能等の配点の合計 × (1 - 入札金額 ÷ 予定価格)

総合評価の得点 = 性能等の評価得点 + 入札金額の得点

第1図 入札説明書の瑕疵ある記述

(注) 2の計算方法だと価格：価格以外の要素は1：3になるが、3の記述及び計算式は1対1であることを示している。また、計算式の総合評価の得点についても誤りがある。

3. 公共工事と総合評価落札方式

(1) 導入の経緯

一方、公共工事の入札において、総合評価落札方式が検討される契機となったのは、平成9年12月12日の行政改革委員会の最終意見である。この最終意見において、①総合評価落札方式を初めとする多様な入札・契約制度を積極的に活用すること、②自動落札方式を採用する場合を限定・明確化していくことが提言された。そして、この行政改革委員会の最終意見を受けて、平成10年2月4日の中央建設業審議会建議で、多様な入札・契約方式の導入として「価格のみの競争の見直し」と総合評価落札方式の検討及び導入の道筋が提言された。また、併せて、大蔵大臣(現財務大臣)協議の廃止・簡素化・迅速化といった点についても検討事項と位置付けられた。以上の経緯を経て、平成10年3月31日付けの規制緩和推進三カ年計画において、平成10年度に総合評価落札方式の導入につき、次の措置が定められた。

(ア)総合評価落札方式に適する具体の工事を選定し、

評価項目、評価基準等の総合評価の方法について検討した上で、総合評価落札方式の導入を図る。総合評価落札方式の導入に当たっては、円滑な導入に必要な措置を講ずるとともに、総合評価落札の方法や結果の公表等手続の透明性を確保する。

(イ)地方公共団体において総合評価落札方式の導入が可能となるような環境の整備の在り方について、研究会を発足させる等により検討し、結論を得て、所要の措置を講ずる。

(2) 公共工事契約における包括協議（平成12年）

従来、公共工事における総合評価落札方式は例外であり、その実施に当たっては、予決令第91条第2項に基づき、財務大臣との個別協議が必要とされていた。しかし、発注官庁が財務省と個別に協議する必要があるとする枠組みでは、一般の公共工事に係る契約で総合評価落札方式を採用するのは困難な面が多い。そこで、あらかじめ合意した適用範囲内では、財務大臣との個別協議を経ずとも総合評価落札方式を導入できることとされた。具体的には、平成12年3月23日に「公共工事における総合評価落札方式の包括協議」において、農林水産省、運輸省（現国土交通省）、建設省（同）と大蔵省（現財務省）との間で、公共工事における総合評価落札方式の適用範囲や落札方式、評価方法等についての取決めがなされた。そして、本協議をもとに、公共事業関係省庁が運用上の基本的な事項について申し合わせたガイドラインが作成された。

(3) 地方公共団体における総合評価落札方式

平成11年2月に、地方自治法施行令が改正され、地方公共団体においても総合評価落札方式が採用できるようになった。この総合評価落札方式を採用するに当たって以下の条件が定められた^(注)。

- ア 落札者決定基準を事前に定めなければならないこと（同第167条の10の2第3項）
- イ 落札者決定基準を定めようとするときは、当該落札者決定基準を定めるに当たり留意すべき

- 事項について学識経験を有する者の意見を聴くべきこと（同第167条の10の2第4項）
- ウ あらかじめ落札者決定基準を公告等で公表すること（同第167条の10の2第5項）
- エ 総合評価を行おうとするときは、総合評価によることの適否について学識経験を有する者の意見を聴くべきこと（同第167条の10の2第4項）
- オ 総合評価競争入札において落札者を決定しようとするときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって行われた申込みのうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものの決定について学識経験を有する者の意見を聴くべきこと（同第167条の10の2第4項）
- カ 予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者を対象とすること（施行令167条の10の2第2項）

(注) 平成20年3月1日施行の地方自治法施行令の一部改正により、「落札者決定基準を定めようとするとき」だけ学識経験者の意見を聴けばよいことと改められた。透明線の観点から見て、一歩後退した改正となった。

碓井光明教授は『公共契約法精義』（信山社）の中で、「地方公共団体の場合と異なって、国の総合評価方式については、落札者決定基準等の手続は予決令自体には置かれていない。これは、財務大臣協議によることで足りると考えられていると推測される。もしも、地方公共団体と同時期に立法するのであれば、同様に落札者決定基準等の手続規定も置いたと思われる。」と説明されている。

ただ、立法論としては、ここ十年余りの間に、総合評価方式の導入に向けて目標値を掲げた急速な推進が図られる状況にあり、このような状況を踏まえると、公共工事や情報関係の調達とそれ以外の公共調達との間や、各省の公共調達の間で、落札基準や落札手続き等に基本的な差異が生じることのないよう、国の場合についても早急に法令の手当てを検討する必要があると考える。

4. **調査・研究開発・広報契約**と総合評価落札方式

(1) 役務契約等の包括協議

平成18年以降、政府の方針により、一般競争入札へ向けて本格的な改革が進められることとなったが、それと併行するように、同じ平成18年7月、財務省と経済産業省との間で調査、研究開発及び広報の三種類の委託契約に係る総合評価落札方式についての包括協議が整えられた。そして、他の省庁も、この包括協議に準じた取り扱いを行うことにより、包括協議が整ったこととする取扱いがなされている。

これ以降、これらの役務契約等においても、随意契約から総合評価方式による一般競争へとスムーズに移行が行われており、それだけに、後述する「隠れ随契」の心配もいっそう現実味を帯びてくるように感じられる。

また、ここにおいても、価格対技術等の得点配分の上限が、なぜ研究開発の場合1対3で、調査や広報の場合に1対2になるのか。いずれに関しても算定根拠や算定基準が示されていないことから、一律に1対3や1対2に固定してよいのかという問題や、1対3ないし1対2の上限の範囲内で割合を変えるにしても、妥当な割合をどのように算出したらよいのかという問題がある。

(2) 調達改善取組の点検結果に見る総合評価への取組み

政府により平成27年8月に取りまとめられた「平成26年度の調達改善の取組に関する点検結果」の中で、総合評価落札方式への取組事例がいくつか紹介されているが、注目すべきは内閣府の事例であり、「価格点の割合を基準よりも高く設定」するなどの取組みが行われていることである。得点配分があくまでも上限だということを踏まえれば、当たり前を取組みとも言えそうだが、他省庁が横並びで上限いっぱい技術点をセットしている状況を踏まえると、契約内容に応じて弾力的に得点配分を設定しようという工夫がなされていることは注目に値する。

なお、平成22年度の会計検査院の決算検査報告(平成23年11月に提出)において、農水省の行っている総合評価落札方式について、最も技術点が高い提案をした者から参考見積りを取って、それをそのまま予定価格としているため、入札価格が予定価格のところに張り付いて高止まりしているという事態が指摘されている。

このような事態となっている原因としては、平成18年の包括協議において示された算定式が、公共工事の包括協議で示された算定式と異なり、価格面の評価がいっそう小さくなっているため、技術点で最高点を取れば、自分の入れた札とほぼ同額の参考見積額を提出することにより、予定価格と同額ないしはそれに近い額で契約ができるという構造になっていることなどが考えられる。

また、平成23年度の会計検査報告(平成24年11月に提出)では、防衛省のT-7初等練習機の調達において、総合評価の際に評価、採用された提案内容が履行されていない事態が指摘され、総合評価方式における提案内容の履行の統制の問題も呈示されている。

5. **公共工事の調査・設計契約**と総合評価落札方式

平成20年5月9日付けで国土交通大臣から各部署局長あてに、「公共工事に関する調査及び設計に関する入札に係る総合評価落札方式について」も包括協議が整った(同年5月2日)ことが通知され、同年11月5日に同方式に係るガイドラインが示されている。

このガイドラインにおいても、何故、価格対価格以外の要素(技術等)との得点配分の割合が1対3(上限)となるのか説明がなく、理由はわかりにくい。また、平成18年に先行して包括協議が整った、工事以外の調査業務のそれが1対2(上限)とされたこととの整合性についても疑問が残るところである。

(以下つづく)

多様化する総合評価落札方式と課題（下）

日本大学総合科学研究所教授 有川 博

6. 多様化する総合評価落札方式の比較整理

以上見てきたように、総合評価方式の類型（大別して五つ、さらに細分類すると九の類型になる）については、それぞれの類型ごとに内在する課題があり、また、それぞれの類型間における整合性の問題もある。ここでは、そのことを念頭に置きながら、とりあえず、各類型ごとに包括協議が整った年次と、包括協議の内容（主として、除算方式か加算方式か、また、加算方式の場合、価格の要素対価格以外の要素の配点割合如何）を表に整理してみることにする（第1表参照）。

改めて表にしてみると、総合評価落札方式といっても、かなり多様な状況にあることがわかる。

7. 総合評価落札方式の適切な運用の必要性

(1) 算出根拠が明確でない目標値の拡大

平成10年まで、公共工事における総合評価方式の実績は皆無だった。ところが、平成17年には国土交通省の場合であれば、その公共工事の四割以上について総合評価方式を採用することが目標値として定められ、さらに現在は、原則すべての公共工事において、総合評価方式を採用することが求められている。

とすると、平成10年までは、総合評価方式を採用すべきすべての公共工事が、本来適切でない価格競争で行われていたということなのだろうか。

第1表 契約類型別に見た総合評価

契約類型	包括協議年次 (平成)	除算・加算 (価格：価格以外 の上限割合)
I 情報システム等		
1 コンピュータ・電気通信・医療技術製品及びサービス	7年	除算方式
2 上記サービスのうち整備水準によっては国に不利益等のおそれがあるもの	14年	加算(1:1)
3 上記サービスのうち前記の不利益等のおそれ、プラス5用件を満たすもの	25年	加算(1:3)
II 公共工事	12年	除算方式
III 公共工事の調査・設計	20年	加算(1:3)
IV 調査・研究・広報		
1 調査	18年	加算(1:2)
2 研究開発	18年	加算(1:3)
3 広報	18年	加算(1:2)
V 上記以外の物品・役務		包括協議は整ってない。

思い出したいのは、公共工事のケースではないものの、平成7年頃までは、政府が笛吹けど各省が踊らないこともあり、平成7年3月にアクションプログラム実行推進委員会決定が出され、一定額以上の情報関連調達については、強制的に総合評価方式を採用するよう指示がなされたこと、そして、この政府の強い導入指示の背景には、コンピュータ調達に係る日米協議への然るべき対処という問題があったことである。

また、後発の公共工事分野における総合評価方式の導入についても、日米構造協議等を踏まえた規制改革の大きな流れ

の中で、行政改革委員会の最終意見等が出され、平成10年の「規制緩和推進三カ年計画」において、政府による導入の指示がなされたことである。そして、それまで総合評価方式の採用実績が皆無だった公共工事についても、10年度、11年度にそれぞれ一件ずつ国の直轄工事で試行されたところである。

こういった経緯を考えると、公共工事について平成14年から総合評価方式について目標値が設定され、その目標値が経年拡大し、しかも、その拡大していく目標値の算定根拠が十分示されずに推進されてきて、現在は原則すべての公共工事に総合評価落札方式が適用されるようになったことについて、その妥当性等の検証が行われる必要があるように思われる。

(2) 総合評価も価格競争も重要な方式

政府調達において、価格だけで競争するのが妥当でないと思われるケースがあることは、まったくそのとおりだと考える。

しかし、予算に制限がないのなら、誰だってより良いもの、より品質の高いものを調達できるに越したことはないわけであり、公共調達では、限られた予算をいかに有効に使ってより良いものを調達するか、という点がポイントになることを忘れてはならないだろう。

その視点からすれば、価格以外の要素を重視しなければならない総合評価方式も、もっぱら価格の要素を重視しなければならない価格競争方式も、いずれも、調達内容に応じて必要な方式であり、限られた予算の中で、より経済的で、より良いものを適正に調達するための手法といえる。また、仮に総合評価落札方式を採用する場合であっても、価格の要素の割合（価格の配点割合）を、価格以外の要素に対して常に適切に設定することも必要となる。

その点で心配になるのは、総合評価方式の件数や割合について目標値を定め、そのハードルを次々とあげていくということが、本来、価格競争方式が妥当な調達内容のものにまで、無理やり総

合評価方式を適用させてしまうおそれがあるということである。

また、最近の総合評価方式への傾斜は、ややもすると、総合評価方式の方が価格競争方式より優れているのだから、その割合をできるだけ増やすべきだという議論になりかねない。しかし、それは、総合評価方式が妥当な調達ではそのとおりだとしても、価格競争方式が妥当な調達では決してそうは言えないのであって、その点を誤解すると、総合評価万能主義というような方向にシフトしてしまうことになりかねない。

(3) 総合評価という名の「隠れ随契」の危険性

(まとめ)

総合評価落札方式の性急な拡大に際して、もう一点憂慮されるのは、総合評価方式を実施するための基盤整備が必ずしも十分でないまま、拡大、推進が図られていることである。

すでに述べたように、国の場合も、地方自治体のように落札者の決定手続等を法定することが望ましいのはもちろんのこと、①公正な選定基準の確保、②公正な選定手続の確保、そして、これらの基準、手続等に基づく③適切な運用と公正な落札者の決定及び、④これらすべてについての透明性の高い仕組みが確保される必要がある。

各種のアンケート調査等の結果を見ると、総合評価落札方式を実施している国や地方自治体の担当者も、これから導入、拡大しようとしている自治体等の担当者も、共通して、総合評価方式における「客観的な評価項目の設定」、「客観的な評価方法の設定」等の問題に悩み苦しんでいることがうかがわれる。それは、「価格」のように、万人に共通する客観的尺度となりにくい総合評価の宿命ともいえる。

総合評価落札方式においては、第1図に示されるように、その執行手続において何段階にもわたり主観的要素が介在することがわかっており、とすれば、「高い透明性の確保」による納税者等からの絶えざる検証を受けることこそ、総合評価落札方式の生命線になるのではないか。



第1図 総合評価落札方式の執行過程に介在する主観的要素

主として ルール の設定段階	第① 段階	価格対価格以外の要素の配点割合をどのようにするか
	第② 段階	価格以外の要素の設定項目をどのようにするか
	第③ 段階	設定した評価項目ごとの配点区分をどのようにするか
主として 運用の段 階	第④ 段階	価格以外の要素を評価する委員をどのようにして選ぶか
	第⑤ 段階	提案された価格以外の要素をどのようにして評価するか
	第⑥ 段階	評価委員の評価点数をどのように算定・集計するか

(注) 企画競争についても、第②段階から第⑥段階までの主観的要素が共通している。

調達する側としては、納税者に対し、選定基準等の基本的な情報開示は行うとしても、落札者の選定過程等の詳細な情報については、自ら選んだ専門委員等によるチェックが行われる制度設計で足りると考えるかもしれない。しかし、それでは内に向けた情報提供が確保されるに過ぎないわけで、運用次第によっては、総合評価落札方式の名のもとに「隠れ随意契約」や、「隠れ業者指名」が行われる危険性をはらむことになると思われる。

8. 総合評価の透明性確保への改革

その意味で、平成22年度から、国土交通省の直轄工事における入札契約制度に関して、総合評価落札方式の技術評価に関する透明性を向上させるとともに、民間企業の技術力による競争を促進させることを目的として、次のような改善策が講じられたことは、大きな意義があると考えられる。

①総合評価落札方式における技術提案の評価結果については、その点数の公表に加えて、具体的な評価内容を当該提案企業に対して通知する。

②この通知に対して、提案企業から疑問点等を問い合わせることのできる専用の窓口を各地方整備局に新たに設置する。

③工事難易度の低い工事の入札参加資格要件には、過去の実績の工事量（例えば橋梁の長さ、舗装の施工面積、盛土・切土の施工量等）による設

定は行わず、総合評価落札方式の技術評価における施行能力の評価として行う。』

(まとめ) その2

②

3 事実上、公共契約を担う機関

公共工事契約については、平成一二年から総合評価落札方式が本格的に実施（平成二〇年からは原則すべての公共工事について総合評価方式を実施）され、また、物品・役務契約については平成一八年から総合評価落札方式と企画競争方式が本格的に実施されるようになってきている。

そこにおいては、「価格の要素」についての積算や検証は、契約実施機関が法令どおり担っているものの、「価格以外の要素」についての基準の設定や評価、検証は、契約実施機関以外の者（主として要求原課の担当者）が担うようになっている。しかも、品質確保の名のもとに、「価格以外の要素」のウェイトが「価格の要素」を日毎に凌駕する勢いがある。

とすると、ごく最近における契約の執行においては、公共契約の重要な部分を、契約実施機関ではない者が会計法令の枠外で、しかも会計責任（契約責任）を直接問われることのない立位置から担っているということになり、早急に、これらの状況を踏まえた公共契約の管理及び実施機関についての整理が求められるところである。

(5) 調達全般にわたるチェック体制 について

資料:①有川著『官公庁契約法精義』(2016年)

②日本原子力研究開発機構『契約方法等の改善
に関する中間とりまとめ』(2016年7月)

(まとめ) 調達全般に共通する部分

(3) 総合評価という名の「隠れ随契」の危険性

総合評価落札方式の性急な拡大に際して、もう一点憂慮されるのは、総合評価方式を実施するための基盤整備が必ずしも十分でないまま、拡大、推進が図られていることである。

すでに述べたように、国の場合も、地方自治体のように落札者の決定手続等を法定することが望ましいのはもちろんのこと、①公正な選定基準の確保、②公正な選定手続の確保、そして、これらの基準、手続等に基づく③適切な運用と公正な落札者の決定及び、④これらすべてについての透明性の高い仕組みが確保される必要がある。

各種のアンケート調査等の結果を見ると、総合評価落札方式を実施している国や地方自治体の担当者も、これから導入、拡大しようとしている自治体等の担当者も、共通して、総合評価方式における「客観的な評価項目の設定」、「客観的な評価方法の設定」等の問題に悩み苦しんでいることがわかる。それは、「価格」のように、万人に共通する客観的尺度となりにくい総合評価の宿命ともいえる。

総合評価落札方式においては、第1図に示されるように、その執行手続において何段階にもわたり主観的要素が介在することがわかっており、とすれば、「高い透明性の確保」による納税者等からの絶えざる検証を受けることこそ、総合評価落札方式の生命線になるのではないか。

3 事実上、公共契約を担う機関

公共工事契約については、平成一二年から総合評価落札方式が本格的に実施（平成二〇年からは原則すべての公共工事について総合評価方式を実施）され、また、物品・役務契約については平成一八年から総合評価落札方式と企画競争方式が本格的に実施されるようになってきている。

そこにおいては、「価格の要素」についての積算や検証は、契約実施機関が法令どおり担っているものの、「価格以外の要素」についての基準の設定や評価、検証は、契約実施機関以外の者（主として要求原課の担当者）が担うようになっている。しかも、品質確保の名のもとに、「価格以外の要素」のウェイトが「価格の要素」を日毎に凌駕する勢いにある。

とすると、ごく最近における契約の執行においては、公共契約の重要な部分を、契約実施機関ではない者が会計法令の枠外で、しかも会計責任（契約責任）を直接問われることのない立位置から担っているということになり、早急に、これらの状況を踏まえた公共契約の管理及び実施機関についての整理が求められるところである。

(注記)

④については

- (i) 内部統制組織
- (ii) モニタリング
- (iii) 情報開示
等が含まれる。

6 予決令第八〇条第二項の説明

予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない（予決令第八〇条第二項）

ア 「取引の実例価格」 取引の実例価格は、予定価格決定のため重要な事項である。市場価格のあるものについては、取引の実例価格は市場価格として、考慮されているわけである。原価計算方式により積算する場合にも当然、実例価格は考慮されなければならない。

イ 「需給の状況」 需給の状況もまた予定価格形成の基礎事項である。そして、市場価格のあるものについては市場価格の中に需給の状況が既に反映されていると考えられるが、原価計算方式においては、需給の状況の変動は企業の操業度の変動として現われ、原価の変動を生ずることとなる（一般に、需要の多い場合は原価が低れんくなる傾向がある。）ので、これを考慮して計算することが必要となる。

ウ 「履行の難易」 履行の難易は、その履行について危険の負担の度合と業務の複雑困難性の度合に分けることができる。前者は利益上に、後者は各原価要素上に、それぞれ、考慮されるべきものと考えられる。

エ 「契約数量の多寡」 市場生産品は、数量の多寡により段階別価格制（元売価格、卸売価格、小売価格）があり、数量による価格差異をもっている。

注文生産品は、数量の多寡により生産方法が異なることが考えられる。また生産方法が同一であっても、生産数量の増大にしたがって、材料消費量の通減、準備工数の通減、設計費の通減等により、原価が通減するのが通常である。したがって、これらのことを考慮することが必要である。

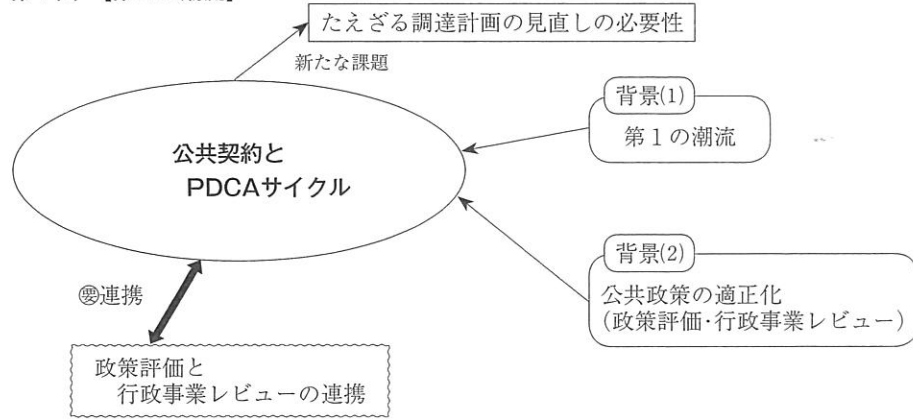
オ 「履行期間の長短」 履行期間が長ければ長いだけ、その期間に構成要素の価格の変動があることが予想されるので、価格について留意することが必要である。したがって、価格の推定が困難なときは、その部分について価格改訂条項を付して契約することも考えられる。

予決令第八〇条第二項は、予定価格を定める場合のよるべき基準について規定したものである。予定価格は、契約締結の基本となるものであって、契約金額の決定に重大な影響を及ぼすものであるから、その算定には、特に慎重な考慮が払われなければならない。国等の契約の目的は、極めて広範にわたり、かつ、その態様も複雑多岐にわたるので、結局は、個々の具体的な事例に即して定めることとなるが、本項は、一般抽象的に予定価格決定の際考慮すべき事項を掲げたものである。しかし、具体的には、これらの規定に掲げられる事項だけをもち、予定価格の適正な算出に資することができるものではない。適正な予定価格がどうあるべきかは、非常に難しい問題であり、また、時と場合によって異なってくるので、契約担当官等の常時不断的検討努力にまわることが大切である。

予定価格の算出については、たとえ規定上においてどんなに詳細な基準が設けられても、それだけでは不完全であって、実際は、そのときどきにおける物価の状況と、その内容となる数量、歩掛りや歩留り、工法等の要素にかかわってくる。したがって、単に規定の遵守の問題だけでなく、契約担当官等のそれぞれの調査と研究によって適正を期すべき要素も大きい。

物品の買入れなどの予定価格の積算に当たっては、数量、規格を十分検討し、市場価格、前回の入札価格、取引の実例価格等を十分調査すべきであるのに、これらの検討、調査が不十分なため、市場価格に比べ高価な契約額となった事例も少なくない。

第7図 【第4の潮流】



四つ目の潮流は、公共調達のPDCAサイクル化という動向である。この潮流の背景には、やはり政府の財政事情があるものの、1番目の潮流が、談合問題等の外部からの指摘を契機にして起こった受け身的な動向であるのに対し、そのような経験を踏まえ、行政機関の方で主体的に公共調達の改善すべき問題について洗い出し、PDCAサイクルを使って恒常的に解決を図っていくという、今までになかった能動性も背景となっている(第五編第一章)。

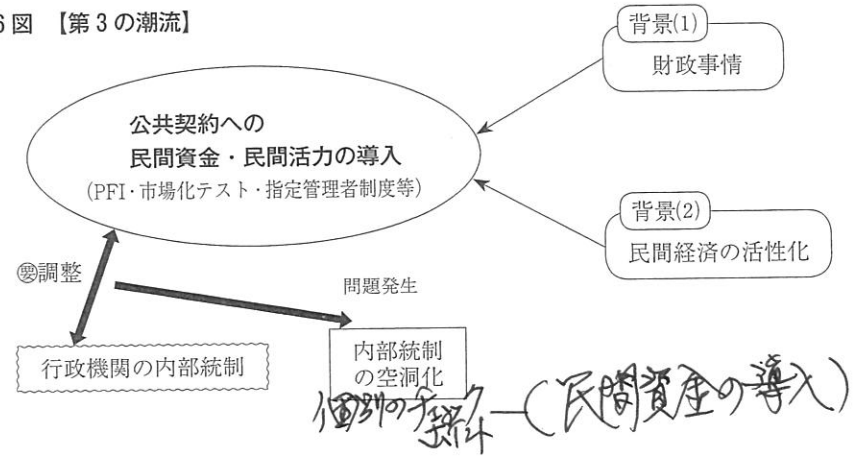
この潮流は本年、独立行政法人へも波及している(第五編第二章)。

これらは、近年の、**政策サイクル全体を適切に回していく**という思想の下に、政策評価や行政事業レビューが推進されるようになったことと**パラレルの動き**のように思われる。

政策評価と行政事業レビューについては現在、連関ないし連携に向けて取り組みが進められているが、政策の手段といふべき公共調達も、これらの取り組みとどのように連携、調整していくのかということも、今後の課題としてあげられる(第五編第二章)。

この4番目の潮流は、平成二四年から始まったばかりであり、効果の検証はこれからということになるが、公共調達という分野だけの「P」(計画)であることから、「P」のための課題設定において、常に広範囲な問題意識

第6図 【第3の潮流】



三 公共契約への民間資金・民間活力の導入(第6図参照)

第三番目の潮流は、公共契約への民間資金・民間活力の導入という動向である(第四編第一章)。

この潮流の背景には、何と言っても政府の財政事情がある。民間活力、とりわけ民間資金を大胆に取り入れ、政府の財源問題をクリアしながら、公共政策の目的を達成しようというものである。

もちろん、民間部門にもメリットがなければ参入してもらえないわけであり、民間経済の活性化を図るといふ狙いも、もうひとつの背景として在る。

ただ、民間部門への極端な依存は、かえって公共政策としての存在意義を問われかねない面もあるわけであり、公共政策として保持し、政策展開する以上は、行政目的の達成のために、しっかりと行政機関における統制が確保される必要がある(第四編第三章)。

したがって、この潮流において大切なことは、民間の活力や資金への依存に比例して空洞化しかねない行政機関の内部統制を、いかにして確保していくかという工夫が求められるところである。

しかし、実際には、すでに市場化テストの事業などで、内部統制の欠落が指摘される事例も出ている(第四編第二章)。

四 公共調達のPDCAサイクル(第7図参照)

個別のフェーズ — (調達関係職員の防護手段)

ア 鉄道・運輸機構の鉄道建設本部東京支社の設備部長、設備部機械第三課長及び同部機械第二課副参事は、本件融雪・消雪基地機械設備工事のうち複数の物件について、これらの入札に参加していた事業者のうち特定の事業者の従業員に対し、各物件における入札前までに、未公表の予定価格に関する情報を教示していた。

イ 上記の入札談合等関与行為以外にも、鉄道・運輸機構の役員及び職員が、次の行為を行っていたことが認められた。
 (ア) 本件融雪・消雪基地機械設備工事以外の鉄道・運輸機構発注の一部の物件についても、特定の入札参加事業者の従業員に対し、入札前までに、未公表の予定価格に関する情報を教示していた。

(イ) 鉄道・運輸機構の発注する整備新幹線等に係る工事に關し、入札参加事業者を共同企業体（以下「JV」という。）に限定した総合評価落札方式によって実施される入札において、当該入札に参加する各JVの構成員の中で代表者に次ぐ構成員に位置付けられている事業者は、鉄道・運輸機構から再就職した者が在籍していない場合には、当該JVに対し、評価点の最高点は付けないなどの運用を行うよう指示していた。

(ウ) 公正取引委員会が鉄道・運輸機構の本社を平成二五年一月に搜索した際、鉄道・運輸機構の退職者の再就職に關する書類・電子メール等を隠蔽・隠滅する行為を行った。

(①～⑬いずれも、公正取引委員会のホームページを参考に作成)

4 公正取引委員会による違反行為の分析

公正取引委員会は、入札談合等関与行為防止法の適用事例が後を絶たない現状を踏まえ、同法が適用される行為を未然に防止するための取組の現状及び課題を明らかにし、発注機関におけるそのような取組の実効性を高めることを目的として、同法の適用対象となる発注機関に対し、アンケート調査とヒアリング調査を行った（平成二三年五月）。

アンケート調査に加えヒアリング調査も行われたが、このヒアリングの調査先となったのは、公正取引委員会から入札談合等関与行為防止法に基づく改善措置要求を受けた発注機関、職員が入札談合等関与行為に類似する行為（職員による入札等の妨害行為及び刑法に定める競売入札妨害行為）について刑事事件で有罪となり、再発防止に取り組んでいる発注機関、アンケート調査において興味深い取組等を回答した発注機関などとされる。

この調査結果を基に、入札談合等関与行為防止法違反行為の未然防止に向けた課題を整理するため、入札談合等関与行為の態様、入札談合等関与行為及びこれに類似する行為が生じた背景及び要因並びに発注機関が講じた改善措置について、次のような興味深い分析が行われている（平成二三年九月二八日「官製談合防止に向けた発注機関の取組に関する実態調査報告」）。

(1) 入札談合等関与行為の態様

公正取引委員会が認定した入札談合等関与行為の態様事例から次のような点が指摘できる。

- ① 入札談合等関与行為は、国の機関から地方公共団体、政府出資法人まで、出先機関を含め様々な発注機関で発生している。
- ② 工事だけでなく、物品や業務に係る発注でも発生している。
- ③ ほぼ全ての事例が発注担当部署の職員の関与によるものである。
- ④ 全ての事例において管理職以上の職員が関与している。
- ⑤ 職員だけでなくOBが関わった事例も多い。

(2) 入札談合等関与行為及び類似行為の背景・要因

公正取引委員会が改善措置要求等をした際の認定事実や当該要求等を受けた発注機関の調査報告書から、職員が

入札談合等関与行為を行った背景・要因として、次の点が挙げられる。

- ① 地元業者の安定的・継続的な受注の確保や困難な事業に適切に対応できる専門的な事業者の育成など、業界や地元業者を保護・育成するため
- ② 信用確実な事業者へ発注し、品質を確保するため
- ③ 発注機関からの要請によく応えていた従前の契約事業者など、特定の事業者との契約を継続するため
- ④ 入札関連情報や指名業者選定上の配慮などを求める事業者からの働きかけに応えるため
- ⑤ 過去の取引実績の維持等により、円滑な入札業務を確保するため（随意契約から入札への切替えによる混乱の回避を含む。）
- ⑥ 職員の再就職先を確保するため

また、発注機関の職員の入札談合等関与行為に類似する行為について刑事事件として立件された事例のいくつかにおいても、同様の背景・要因が認められる。

(3) 発注機関による改善措置

公正取引委員会の改善措置要求を受けた発注機関は再発防止のための改善措置を取りまとめているところ、多くの機関において、次のような措置が講じられている。

- ① 入札談合等関与行為防止法等の法令遵守に係るコンプライアンス・プログラムやコンプライアンス・マニュアルの策定・周知徹底
- ② コンプライアンス研修の実施
- ③ コンプライアンス担当組織の設置

- ④ 入札契約関連情報の管理の厳格化
 - ⑤ 発注担当部署と契約担当部署の分離
 - ⑥ 外部からの働きかけ内容の記録・報告・公表
 - ⑦ 発注担当部署内への事業者の立入制限
 - ⑧ 職員の関係業界への再就職の自粛
 - ⑨ 入札制度の見直し
- また、これらに加えて、⑩内部通報制度の強化、⑪入札状況等のチェック機能の強化、⑫OBによる営業活動の禁止、⑬退職予定職員に対する指導、⑭契約担当職員の同一職での長期従事の抑制等の措置を講じている発注機関もある。

職員の入札談合等関与行為に類似する行為について刑事事件として立件された発注機関も、再発防止のためほぼ同様の措置を講じている。

このような分析結果を基に、入札談合等関与行為等の防止に向けた具体的な方策が提示（第4図参照）されている（注）。

（注）この平成二三年九月に提示された公正取引委員会の提言の中に、「3(1)外部からの働きかけに対する対策」がある。入札関係職員に外部から不当な働きかけがあった場合の記録・報告・公表体制の整備は、期せずして、同じ平成二三年の改正公共工事入札適正化指針の中でも打ち出された（第二編第一章の四、「適正化指針の平成二三年改正」の（注1）参照。）とされており、工事、物品役務のいずれにおいても、契約適正化のための重要な手段として、早急な整備が期待される。

② (その他 チェック)体制整備に参考となる事項)

契約方法等の改善に関する中間とりまとめ

平成 28 年 7 月 5 日
契約方法等の改善に関する分科会

1. はじめに

- 平成 27 年 12 月 21 日に自由民主党行政改革推進本部行政事業レビューPT 報告書(以下「PT 報告書」という。)が提出された。

PT 報告書においては、平成 23 年度から 27 年度上期までのうち、関係法人(注)のみが応札している日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)の契約 719 件を対象として分析し、問題点として以下の事項を指摘している。

(注) 次のいずれにも該当する法人をいう。

- ・原子力機構との取引高が総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めている。
- ・原子力機構の役員経験者が再就職しているか又は課長担当職以上経験者が役員、顧問等に再就職している。

① 落札率が高いこと。

② 特定少数の事業者以外の者が競争入札に参加していないこと。

- 原子力機構では、PT 報告書で指摘を受けた問題点の対応方策を検討するため、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成 21 年 11 月 17 日閣議決定)に基づき設置される契約監視委員会の下に、新たに「契約方法等の改善に関する分科会」(以下「本分科会」という。)を設置した。

- 本分科会は、これまで原子力機構が講じてきた各種対応策やPT報告書を踏まえた対応策の実効性を確認するとともに、PT 報告書で指摘された個別の契約事案について審査を行うなど精力的に議論を行い、今般、当面の改善策を取りまとめた。

- あわせて、今春、公募を行ったものの関係法人である現行契約者のみの一者応募となった高速増殖原型炉もんじゅの警備契約について公募要領等を精査し、今後の改善策を取りまとめた。

- 対応策の検討に当たり、本分科会では、PT 報告書の指摘の背景には、原子力機構の入札・契約、ひいては原子力機構の業務運営全般に対する国民の不信感があり、こうした不信感を生み出している根本的な要因を分析し、その解消を図ることなしには、問題の本質的解決には結び付かないと判断した。そして、その不信感には、「原子力機構は、OB の再就職先を確保するために、OB が天下っている関係法人に対して、必ずしも必要でない業務を、必要以上の価格で発注しているのではないか。その際、競争入札の形式をとっていても、実質的には他者の参入を排除する形になっているのではないか。」といったものが挙げられる。

- さらに、「もんじゅ」の在り方に関する検討会(文部科学省、座長:有馬朗人)でも機構の運営の在り方が指摘されたが、契約の改善にあたっては機構全体の更なるガバナンスの見直しが必要である。

○ こうした国民の不信感を払拭するためには、以下の改善策が必要であると判断した。

- ① 関係法人との関係適正化
- ② 競争性の更なる向上とコスト・業務の再検証
- ③ 契約チェック体制・コンプライアンス体制の強化

○ まず、原子力機構と関係法人との関係への疑念が国民の不信感の根底にあることに鑑みれば、関係法人との競争性のない契約(一者入札等)におけるルールを厳格化し、原子力機構と関係法人との関係の適正化を図る必要がある。

○ 次に、競争が形骸化しているのではないかと不信を払しょくするため、競争性の更なる向上を図らなければならない。

○ 他方、原子力機構の業務の中には、業務の専門性や僻地で行われる業務である等の理由で、現に業務を受注している者以外に、実質的な意味で競争相手となり得る者が現れることを期待することは難しいと考えられる業務があることも否定できない。そうした業務についても、業務自体を本当に行う必要があるのか、きちんと検証するとともに、コストの一層の精査を行う必要がある。

○ さらに、契約手続のチェック体制をより実効性のあるものにするとともに、原子力機構の業務運営全般に対して、コンプライアンス体制を一層強化する必要がある。

○ 以上の前提に従い、以下「2.」のとおり、具体的な改善策を取りまとめた。これらのうち、直ちに対応可能なものは速やかに実施し、引き続き検討すべきものについても、タイムリミットを設け、できるだけ早期に結論を得て、実施する必要がある。(実施すべき時期については、「2.」に掲げた改善策ごとに明記した。)

○ 本分科会では、今般の改善策の進捗状況を監視するとともに、引き続き契約方法等の更なる改善策を提言する。

なお、今後本提言の運用にあたって疑義が生ずる場合には、契約監視委員会において更なる検討を行う。

2. 契約方法等の改善策

(1) 関係法人との関係適正化

(PT 報告書以前の取組)

- ・ 原子力機構においては、これまで再就職のあっせん規制を行うとともに、関係法人との契約の透明性を図るため、以下の取組を実施してきた。

- ① 関係法人と随意契約を行う場合は、契約件名、金額、理由を HP において公表する。
- ② 複数の関係法人からの入札については、当該関係法人間で入札の適正さが阻害されると認められる一定の資本関係又は人的関係がある場合は同一入札への参加は認めないこととする。

③ 関係法人のみからの応札案件については、件数及び契約件名をHPにおいて公表する。

(PT 報告書の指摘を踏まえた取組)

- ・ 役職員が在職中に関係法人の役員等の地位に就くことを目的とした求職活動を行うことを原則禁止することとした。

(改善策)

- ・ 本分科会では、上記の取組に加え、以下の改善策を提言する。

(平成 29 年度末まで)

関係法人と、競争性のない契約（一者入札、実質的に一者入札と同視できる関係法人のみの入札、随意契約等）は行わない。

関係法人との契約は、

- ① 関係法人以外も応札しているなど、実質的な競争を経て関係法人が契約相手に選定される場合、
- ② 契約相手が関係法人に限られ、競争性の更なる向上に向けた各種取組を行ってもなお競争環境が整う見込みがない場合

に限るものとする。

原子力機構は、①及び②の該当について契約監視委員会の審査を受けることとし、②についてはさらに確認公募を行った後でなければ契約できないこととする。

(平成 30 年度以降)

関係法人との契約（平成 30 年度以降にわたる複数年契約も含む。）は、上記①の場合に限るものとする。

なお、将来的には、①の場合についても、関係法人との契約は行わないことも検討する。

(2)競争性の更なる向上とコスト・業務の再検証

(PT 報告書以前の取組)

- ・ 原子力機構においては、競争性確保の観点から以下の取組を実施してきた。
- ① 最低公告等期間の延長(10 日⇒14 日、総合評価落札方式及び企画競争では 20 日)
 - ② 業務請負等の受注者準備期間の十分な確保
 - ③ 応札者に分かりやすい仕様書の作成
 - ④ 国の競争参加者資格も有効とする競争参加者資格の拡大
 - ⑤ 電子入札の活用、入札説明書や仕様書のホームページ掲載及びメールマガジンによる調達情報の配信等
 - ⑥ 人件費・物件費のデータベース化を行い、予定価格算定に活用

(PT 報告書の指摘を踏まえた取組)

- ・ 原子力機構においては、PT 報告書の指摘を踏まえ、以下の改善方策を実施することとした。
- ① 電子入札の全契約への拡大(業者事情による未実施分は除く。)
 - ② 業界団体等へ入札情報を提供し、当該団体の関係企業へ周知依頼
 - ③ 仕様書及び発注単位の総点検

- ④ 公告期間の延長(14 日⇒20 日)
- ⑤ 予定価格設定方法の見直し

(改善策)

・本分科会では、上記の取組に加え、以下の改善策を提言する。

- ① 過去の契約案件を分類整理し、分類ごとに応札者実績リストを作成するなど、参入可能な業者の情報収集に努める。(平成 28 年 8 月中旬に措置)
- ② 入札までの準備期間を確保するため、年間発注計画を調査し、業務内容や規模感が伝わる情報を早期に原子力機構ホームページに公表する。(平成 28 年 8 月中旬に措置)
- ③ 契約ごとに設定している工事契約に関する地域要件について、設定の合理的理由が説明できるものを除き撤廃する。(平成 28 年 8 月中旬に措置)
- ④ 一者応札となった理由について、応札しなかった業者に対してアンケートを行い、必要に応じ業者からヒアリングを行うことにより、その原因を分析する。(ただちに調査開始)
- ⑤ 1 者が継続して受注している契約案件について、履行実績調査を実施することし、不要な作業を洗い出すとともに、コストをより正確に把握して、次回契約に反映させる。(平成 28 年度中に措置)
- ⑥ 取引企業の労務費単価調査を実施するなど、人件費・物件費データベースの更なる充実を図る。(ただちに措置)

(3)契約チェック体制・コンプライアンス体制の強化

(PT 報告書以前の取組)

- ・ 原子力機構においては、これまで競争契約の推進及び適正な引合先の選定に資するため契約審査委員会を設置し、随意契約の適否、一般競争入札の全件について入札条件の妥当性を審査するとともに、一定額以上の契約案件については予定価格算定審査を実施してきた。
- ・ OB 等から不公正な取引行為を受けた場合やその他の不公正取引に関する報告・通報窓口を機構内部に設置してきた。

(PT 報告書の指摘を踏まえた取組)

- ・ 原子力機構においては、PT 報告書の指摘を踏まえ、予定価格設定方法の見直しを行うとともに、関係法人が応札見込みの案件については予定価格算定審査範囲を拡大することとした。

(改善策)

・本分科会では、上記の取組に加え、以下の改善策を提言する。

- ① 契約審査委員会及び契約審査部会に外部の人材を入れるなど契約審査を強化するとともに、契約監視委員会において、その契約審査状況の点検を行うこととする。(ただちに検討開始)
- ② (OB等に関する現行制度に加え)OB以外からの不公正な取引行為を受けた場合の報告・通報制度を新設する。(ただちに措置)
- ③ 外部からの働きかけ等があった場合や利害関係者等と接した場合のルールを定めることとし、接触の記録・報告・公表制度を導入する。(平成28年8月中に措置)
- ④ コンプライアンス違反、不正取引等の対応として機構外に通報窓口を設置する。(ただちに措置)

3. もんじゅ警備契約

(略)